

先端技術によるボーダレスアート鑑賞 モデル創出事業に係る課題及び技術に関する調査・ モデル策定業務企画提案公募要領

大阪府では、先端技術を使用した障がい者の新しい芸術鑑賞手法の創出を目的に「先端技術によるボーダレスアート鑑賞モデル創出事業に係る課題及び技術に関する調査・モデル策定業務」を実施します。

本業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

先端技術によるボーダレスアート鑑賞モデル創出事業に係る課題及び技術に関する調査・モデル策定業務

(1) 業務の趣旨・目的

2025 大阪・関西万博では、自動運転や空飛ぶ車、生成 AI を用いた先端技術が紹介され、「いのち輝く未来社会」の絵姿が示されました。これらの先端技術は、障がい者の社会参加を促進するうえでも社会実装への期待が大きいものです。そこで、障がい者の社会参加・QOL 向上の一環として、美術館・博物館、劇場・ホール等の文化施設の実空間での芸術鑑賞場面に着目し、従来のバリアフリー化や手話通訳等の情報保障に加えて、「生成 AI による対話型絵画鑑賞」や「AR グラスによる字幕・手話の提示、誘導表示など」の観劇補助といった現場での運用が可能な方法を活用した新しい芸術鑑賞手法「ボーダレスアート鑑賞モデル」を創出します。

(2) 事業（又は業務）概要

別途仕様書のとおり

(3) 委託上限額

9,719 千円（税込）

2 スケジュール

令和 8 年 5 月 1 日（金）	公募開始
令和 8 年 5 月 12 日（火）	説明会（オンライン）
令和 8 年 5 月 19 日（火） 15 時	質問受付締切
令和 8 年 5 月 22 日（金）	質問回答公表
令和 8 年 6 月 1 日（月） 17 時	提案書類提出締切（募集期間：31 日間）
令和 8 年 7 月上旬	契約締結
令和 8 年 7 月中旬	事業開始
令和 9 年 3 月 31 日（水）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 令和5年4月1日からこの公示の日までの間に、障がい者支援、文化芸術、先端技術、または公的調査業務等の類似業務（調査・分析・提案業務）を誠実に履行した実績を有すること

(7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(8) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

(9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和8年5月1日（金）から令和8年6月1日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループ
住 所：大阪府中央区大手前2丁目
電話番号：06-6944-9176

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、自立支援課ホームページ
（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/jiritsushi/en/jiritsushi/en/borderlessart.html>）からダウンロードできます。

（郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

令和8年5月1日（金）から令和8年6月1日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）
※ご持参いただく際、事前に持参される日時についてご連絡をお願いします。

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類（以下、記載例）

ア 応募申込書（様式1：正本1部 副本9部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部 副本9部）

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部 副本9部）

エ 事業実績申告書（様式4：正本1部 副本9部）

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式5：1部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

- ③委任状（様式7：1部）
 - ④使用印鑑届（様式8：1部）
 - カ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）
 - キ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）
 - ク 法人登記簿謄本（1部）
 - ・ 法人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの
 - ケ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
 - コ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
 - サ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）
 - ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律により事業主（常時雇用労働者数が40人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書」の写し
 - ・ 本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
 - ・ 常時雇用労働者の総数が40人未満の事業者の場合は「障がい者の雇用状況について」（様式10：1部）をご提出ください。
 - シ 誓約書（暴排）（様式11：1部、共同企業体の場合は全構成員分を提出）
- (3) 応募書類の返却
 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。
 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備
 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) その他
- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
 - イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。
 - ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。
 - エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
 <記入例>「先端技術によるボーダレスアート鑑賞モデル創出事業に係る課題及び技術に関する調査・モデル策定業務」提案書
 株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和8年5月12日（火） 午後2時から3時まで

(2) 開催方法

Microsoft Teamsによりオンラインで実施します。

実施 URL は説明会に申し込まれた電子メールアドレス宛てに送付します。

(3) 申込方法

・参加事業者名、参加者職、氏名、電話番号を記載の上、電子メールにてお申込みください。

※申込電子メールアドレス：jiritsushien@sbox.pref.osaka.lg.jp

※電子メールの件名は、「【説明会申込】先端技術によるボーダレスアート鑑賞モデル創出事業（法人名）」と明記してください。

※申込メール送信後、必ず、電話連絡（06-6944-9176）をお願いします。

電話連絡：午前10時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日・祝日は除きます。）

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

(4) 説明会への申込期限

令和8年5月11日（月） 午後2時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年5月19日（火） 午後3時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：jiritsushien@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 質問への回答は自立支援課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/jiritsushien/jiritsushien/borderlessart.html>）に掲示し、

個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
A. 課題整理の進め方	<ul style="list-style-type: none"> - 発注者が提示する課題例を起点として、それをどのように確認・整理・深掘りしていくかについての手順設計が明確か。 - 既存のバリアフリー施策や情報保障の取組を踏まえた上で、それでも残る課題や検討論点を捉えるための評価観点や着眼点(例示レベルで可)が提示されているか。 - 関連資料レビューと必要最小限の関係者ヒアリングをどのように組み合わせるかについて、確認の順序、情報源の考え方、関係者への同意・負担配慮の観点から妥当な設計となっているか。 	25点
B. 先端技術の調査設計	<ul style="list-style-type: none"> - 技術カテゴリ(生成 AI/AR・XR/センシング等)の調査範囲の妥当性。 - 評価視点の構造化(期待効果、導入条件、運用前提、概算コスト帯、リスク:権利・個人情報 等)。 - 企業ヒアリング/技術レビューを必要時のみとする実施方針の合理性(件数ではなく「判断材料の質」を説明しているか)。 	15点
C. 課題×技術のマッチング設計・実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> - マッチングの手順(課題整理→技術候補抽出→比較評価→優先付け)の設計と判断材料の提示。 - 比較評価の評価軸(効果・コスト帯・運用性・リスク)の指標化/基準化と根拠データの扱い。 - 不確実性への対応(幅取り・代替案・撤退基準の考え方)と、今年度の到達点/やらないことの線引き。 	20点
D. 体制・スケジュール・成果のまとめ方	<ul style="list-style-type: none"> - 必要最小体制の設計(責任者、福祉×技術の専門性配置、リスク管理の考え方)となっているか。 - スケジュール案(9月末の中間報告までのマイルストーンと意思決定ポイントの明確化)。 - 最終成果物の骨子が次年度のモデル構築(実証)に接続可能な構造になっているか。 	20点
E. 実績・専門性	<ul style="list-style-type: none"> - 障がい者支援/文化芸術/先端技術活用/公的調査等に関する直近実績の適用可能性があるか。 (直近実績とその可能性を実績ごとにご提案ください。) - 既存ネットワーク(当事者団体・文化施設・企業)を適切に活用できる見通しがあるか。 	10点
障がい者雇用	<ul style="list-style-type: none"> - 企業全体において、常用労働者 40 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。 - または、常用労働者 40 人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。 <p>※共同企業体の場合は、構成員全ての企業において上記人数を雇用していることを加点の要件とする。</p>	5点
価格点	<p>価格点の算定式 満点(5点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格</p>	5点
合計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を自立支援課ホームページ (<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/jiritsushien/jiritsushien/borderlessart.html>) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式 11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

- イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。